

○経済産業省告示第百一号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和四年四月十九日

経済産業大臣 萩生田光一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
二の二 令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲	二の二 令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲

げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入する
とせしめる。

第 1

関税率表
の番号等

品 目

備考

〔略〕

〔略〕

〔略〕

8109・91

ジルコニウムの管 (原子

○

炉本体を構成するために
設計又は製造されたもの
であつて、ハフニウムの
重量がジルコニウムの重
量の500分の1未満の
ものに限る。)

げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入する
とせしめる。

第 1

関税率表
の番号等

品 目

備考

〔略〕

〔略〕

〔略〕

8109・90

ジルコニウムの管 (原子

○

炉本体を構成するために
設計又は製造されたもの
であつて、ハフニウムの
重量がジルコニウムの重
量の500分の1未満の
ものに限る。)

備考 表中の「」は注記である。